

愛媛県在宅緩和ケア推進協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 本県のがん対策における在宅緩和ケアを円滑に推進するため、「愛媛県在宅緩和ケア推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について専門的な検討協議を行い、その結果を愛媛県がん対策推進委員会に報告する。

- (1) 愛媛県がん対策推進計画に掲げる施策のうち、在宅緩和ケアの推進に関すること。
- (2) その他本県のがん対策における在宅緩和ケアの推進に関して必要と認められること。

（実地調査）

第3条 協議会は、前条の検討協議を適切に行うため、必要に応じ地域の在宅緩和ケアに関する実態調査を行うことができるものとする。

（組織）

第4条 協議会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

 - (1) 愛媛県がん対策推進委員会委員
 - (2) がん患者及びその家族又は遺族の代表者
 - (3) 保健医療従事者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他知事が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 協議会の委員の任期は、2年とする。

- 2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、愛媛県保健福祉部管理局医療対策課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年 月 日から施行する。